

保保発 0317 第 3 号
平成 29 年 3 月 17 日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局保険課長
(公 印 省 略)

平成 29 年 4 月からの短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の
適用拡大に係る事務の取扱いについて

短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大に係る事務の取扱いについては、「短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大に係る事務の取扱いについて」（平成 28 年 5 月 13 日付保保発 0513 第 2 号）により健康保険組合理事長あて通知したところである。

今般、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 114 号。以下「持続可能性向上法」という。）の一部の施行に伴い、平成 29 年 4 月 1 日から、従業員数が 500 人以下の企業においても、労使の合意に基づき、当該企業に使用される短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大が行われることから、これらに対する事務の取扱いについては、下記のとおりであるので、遺漏のないよう取り扱われたい。

記

第 1 短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取得基準等の概要

平成 29 年 4 月以降の持続可能性向上法の施行に伴う短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取得については、以下の 1 及び 2 のとおり

とする。

1 特定適用事業所以外の適用事業所

平成 29 年 4 月 1 日以降、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 62 号）附則第 17 条 12 項及び第 46 条第 12 項に規定する特定適用事業所以外の適用事業所（国又は地方公共団体の適用事業所を除く。）のうち、労使合意により、事業主が適用拡大を行う旨の申出（以下「申出」という。）を行った事業所（以下「任意特定適用事業所」という。）について、当該事業所に使用される短時間労働者で、以下の①から④までの要件（以下「4 要件」という。）を全て満たすものは、健康保険・厚生年金保険の被保険者（以下「短時間被保険者」という。）として適用する。

なお、申出は、健康保険と厚生年金保険の双方の制度において、同時に行わなければならない。

- ① 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること
- ② 同一の事業所に継続して 1 年以上使用されることが見込まれること
- ③ 報酬（最低賃金法で賃金に算入しないものに相当するものを除く。）の月額が 8 万 8 千円以上であること
- ④ 学生でないこと

2 地方公共団体の適用事業所

平成 29 年 4 月 1 日以降、地方公共団体の適用事業所に使用される短時間労働者で、4 要件を全て満たすものは、地方公共団体の規模にかかわらず、健康保険・厚生年金保険の短時間被保険者として適用する。

（参考） 詳細は、「平成 29 年 4 月以降の短時間労働者に対する厚生年金保険・健康保険の適用拡大の対象となる地方公共団体の事業所に係る取扱いについて（平成 29 年 2 月 10 日付事務連絡）」を参照すること

第 2 労使合意の方法等について

平成 29 年 4 月以降の特定適用事業所以外の適用事業所（国又は地方公共団体の適用事業所を除く。）に使用される短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取得については、労使合意に基づき、申出を行うことにより可能となるが、労使合意の方法等についての留意事項は以下のとおりとする。

1 同意対象者について

労使合意を行う上での同意の対象（以下「同意対象者」という。）となる者については、以下のとおり。

- ・ 厚生年金保険の被保険者
- ・ 厚生年金保険法第 27 条に規定する 70 歳以上の使用される者
- ・ 4 要件を全て満たす短時間労働者

2 労使合意における労働者の同意について

労使合意における労働者の同意は、以下の方法により得るものとする。

- ① 同意対象者の過半数で組織する労働組合がある場合は、当該労働組合の同意
- ② 同意対象者の過半数で組織する労働組合がない場合は、以下のいずれかの同意
 - ・ 同意対象者の過半数を代表する者（以下「過半数代表者」という。）の同意
 - ・ 同意対象者の 2 分の 1 以上の同意

3 過半数代表者の要件について

過半数代表者は、以下の①及び②のいずれにも該当する者とする。

- ① 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 41 条第 2 号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと
 - ② 過半数代表者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手、持ち回り決議等の方法により選出された者であること
- 上記①に該当する者がいない場合は、過半数代表者は上記②に該当する者とする。

4 同意書の有効期間について

事業主が申出を行う際に添付する同意書については、一律の有効期間は設けないが、日本年金機構（以下「機構」という。）又は健康保険組合（以下「組合」という。）が申出を受理した日に 4 要件を全て満たす短時間労働者が健康保険・厚生年金保険の資格を取得することになるので、いつから健康保険・厚生年金保険の適用を開始するかなど、労働者と事業主間で了解が得られた上で提出いただくこと。

5 受理された申出の効力について

事業主からの申出の効力については、機構又は組合（以下「機構等」という。）が受理した後に、労働組合で同意対象者が過半数割れとなった場合、

過半数代表者が退職した場合、同意を行った者が2分の1未満となった場合などであっても既に受理を行ったものは、その後も引き続き有効とする。

6 平成29年4月1日（施行日）前の申出について

事業主からの申出については、平成29年4月1日（土）が機構の休業日であるが、事業主が同日からの健康保険・厚生年金保険の適用を希望される場合は、同日以前に申出の受付を行うことは差し支えない。その場合、当該申出の受理日は平成29年4月1日として取り扱うこと。

7 組合管掌健康保険に加入している事業主の申出について

組合管掌健康保険に加入している事業所の事業主については、申出書を機構と組合の双方に提出することになるが、労使合意に基づく適用拡大は、申出の受理日に4要件を全て満たす短時間労働者が健康保険・厚生年金保険の資格を取得することとなるため、機構と組合で資格取得日が相違することとならないように、申出書の提出方法については、以下のとおりとする。

- ① 事業主は、組合に労使合意の適用拡大の申出書を提出する。
- ② 組合は、申出書の受理後、原本証明を行った上で機構へ写しを郵送する。
- ③ 機構は、組合の申出書の受理日と同じ日付の受理を行う。

また、機構への申出書の提出を妨げるものではなく、その場合は、機構において上記①から③までに準じて取り扱うが、資格取得日は、機構又は組合のうち、先に受理された日とする。

なお、組合管掌健康保険に加入している事業所の事業主からの取消の申出についても、申出を受理した日の翌日に健康保険・厚生年金保険の資格を喪失することとなるため、機構と組合で資格喪失日が相違することとならないよう対応すること。

第3 事業主による届出等に関する具体的事務の取扱い

1 任意特定適用事業所の申出

労使合意に基づく適用拡大を行う事業主の申出は、「任意特定適用事業所申出書／取消申出書（別紙1）」に、以下の書類を添えて機構等に提出することにより行うものであること。

- ① 労働組合の同意に基づき申出を行う場合

同意対象者の過半数で組織する労働組合の同意に基づき申出を行う場合は、当該労働組合の同意を得た旨の同意書（別紙2）及び労働組合の現況を確認する証明書（別紙3）

② 過半数代表者の同意に基づき申出を行う場合

過半数代表者の同意に基づき申出を行う場合は、当該過半数代表者の同意を得た旨の同意書（別紙2）及び過半数代表者であることを証明する証明書（別紙3）

③ 同意対象者から個別に同意を得て申出を行う場合

同意対象者から個別に同意を得る場合は、2分の1以上の同意対象者からの同意書（別紙4-1又は4-2）

なお、事業主が法人であるときは、本店又は主たる事業所の事業主のみが提出するものであること。

2 任意特定適用事業所の取消の申出

任意特定適用事業所の取消の申出は、「任意特定適用事業所申出書／取消申出書（別紙1）」に、以下の書類を添えて事業主が機構等に提出することにより行うものであること。

① 労働組合の同意に基づき取消の申出を行う場合

同意対象者の4分の3以上で組織する労働組合の同意に基づき申出を行う場合は、当該労働組合の同意を得た旨の同意書（別紙2）及び労働組合の現況を確認する証明書（別紙3）

② 4分の3以上を代表する者の同意に基づき取消の申出を行う場合

同意対象者の4分の3以上を代表する者（以下「4分の3以上代表者」という。）の同意に基づき、申出を行う場合は、当該4分の3以上代表者の同意を得た旨の同意書（別紙2）及び4分の3以上代表者であることを証明する証明書（別紙3）

③ 同意対象者から個別に同意を得て取消の申出を行う場合

同意対象者から個別に同意を得て取消の申出を行う場合は、4分の3以上の同意対象者からの同意書（別紙4-1又は4-2）

なお、事業主が法人であるときは、本店又は主たる事業所の事業主のみが提出するものであること。

第4 「短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大に係る事務の取扱いについて」の一部改正について

「短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大に係る事務の取扱いについて」（平成28年5月13日付保保発0513第2号。以下「平成28年10月施行通知」という。）の一部を以下のとおり改正する。

- 1 平成28年10月施行通知第2の1（2）及び（3）並びに第2の2（1）⑥及び⑦中「残業等を除いた基本となる」を削る。
- 2 平成28年10月施行通知第2の2（5）中「附則第17条第1項及び第46条第1項」を「附則第17条第12項及び第46条第12項」に改める。
- 3 平成28年10月施行通知第3の1中「又は健康保険組合」を「・健康保険組合」に改め、「国、地方公共団体又は」を削る。

4 平成28年10月施行通知第3の2を次のように改める。

2 特定適用事業所に該当しなくなったときの申出

特定適用事業所に係る不該当の申出は、「健康保険・厚生年金保険特定適用事業所該当／不該当届（別紙1）」に、以下の書類を添えて事業主が機構等に提出することにより行うものであること。

①労働組合の同意に基づき不該当の申出を行う場合

同意対象者の4分の3以上で組織する労働組合の同意に基づき申出を行う場合は、当該労働組合の同意を得た旨の同意書（平成29年4月からの短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大に係る事務の取扱いについて（平成29年3月17日付保保発0317第3号。以下「平成29年4月施行通知」という。）に定める別紙2）及び労働組合の現況を確認する証明書（平成29年4月施行通知に定める別紙3）

②4分の3以上を代表する者の同意に基づき不該当の申出を行う場合

同意対象者の4分の3以上を代表する者（以下「4分の3以上代表者」という。）の同意に基づき申出を行う場合は、当該4分の3以上代表者の同意を得た旨の同意書（平成29年4月施行通知に定める別紙2）及び4分の3以上代表者であることを証明する証明書（平成29年4月施行通知に定める別紙3）

③同意対象者から個別に同意を得て不該当の申出を行う場合

同意対象者から個別に同意を得て不該当の申出を行う場合は、4分の3以上の同意対象者からの同意書（平成29年4月施行通知に定める別紙4-1又は4-2）

なお、事業主が法人であるときは、本店又は主たる事業所の事業主のみ

が提出するものであること。

- 5 平成 28 年 10 月施行通知別紙 1 を別紙 5 に、平成 28 年 10 月施行通知別紙 2 を別紙 6 に改める。